

軽自動車税についてのお知らせ

■問い合わせ先
税務課市民税係 (☎ 82-1125)

●名義変更などの手続きはお早めに

軽自動車税は、その年の4月1日に軽自動車をお持ちの人に課税されます。登録抹消を希望する場合や、売買などにより所有者を変更した場合、転入・転出等により住所が変わった場合は、4月1日までに以下の場所で手続きをしてください。4月2日以降に手続きをされても、4月1日現在に軽自動車をお持ちの人に課税されますのでご注意ください。

軽自動車の種類	手続き場所
<ul style="list-style-type: none"> ・原動機付自転車 (125cc以下) ・小型特殊自動車 	税務課市民税係 総合事務所 南支所、埴生支所
<ul style="list-style-type: none"> ・二輪の軽自動車 (125cc超250cc以下) ・三輪・四輪の軽自動車 	山口県軽自動車協会 (☎ 083-922-8877)
<ul style="list-style-type: none"> ・二輪の小型自動車 (251cc以上) 	山口運輸支局 (☎ 050-5540-2073)

※平成20年度軽自動車税納税通知書発送予定日は5月1日です。また納期限は6月2日です。

●軽自動車税の減免について

18歳未満の心身に障がいのある人と生計を同じくする人、もしくは心身に障がいがある人本人が所有する軽自動車等について、一定の要件を満たす場合、申請により軽自動車税が減免される場合があります。なお、減免できるのは、普通自動車を含めて1人1台です。

申請手続きについて	
新規 (新たに減免を受けられる場合)	手続きに必要な書類を持参していただく必要があります。詳しくはお問い合わせください。
継続 (昨年に引き続き減免を受けられる場合)	4月上旬に送付する現況届を提出してください。

▶申請場所 税務課市民税係、総合事務所
▶申請期限 5月26日(月) (納期限の7日前)

CAUTION
注意
!

税務職員を装った「振り込め詐欺」が多発しています!

国税局、税務署、市区町村、社会保険庁などの職員を装い、税金の支払いを求める詐欺や、電話によりATMを操作するように誘導し、現金を振り込ませる詐欺が多発しています。

- 還付金の受取りのためにフリーダイヤルに電話をお願いしたり、ATMでの受取りを依頼することはありません。
- 納税のために、金融機関の口座を指定して振り込みを求めることはありません。



ごみを出すときの
ワンポイントアドバイス
■問い合わせ先 環境課 (☎ 82-1143)

■「古紙類」の出し方について

古紙類は、【新聞(折込広告含む)】、【ダンボール】、【雑誌・本・雑紙】、【紙パック】に区分し、区分ごとにたたんでひもでしばって出してください。ダンボールに梱包したり、針金でしばったりしないようお願いします。
※雑紙は、紙袋や中身が見えるビニール袋に入れて出されても構いません。



アース み あす み
地球はわが身(明日はわが身)
■問い合わせ先 環境課 (☎ 82-1143)

今なお増え続ける温室効果ガスは、地球温暖化の大きな要因となっています。日本では、温室効果ガスの排出量削減のため、200万人以上の人々が国民的環境運動である「チーム・マイナス6%」に参加しています。

■チームマイナス6% (<http://www.team-6.jp/>)
2012年までに、温室効果ガス排出量の6%削減を目標とし、温度調節、水道の使い方、自動車の使い方、商品の選び方、買い物とごみ、電気の使い方といった項目で、みんなが実践できる活動計画を設定、実行する運動です。